

第8次糸満市行政改革大綱 実施計画(実行プラン)

(令和3年度～令和7年度)

令和6年12月改定
糸 満 市

目 次

1 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン)の概要	1
2 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン)項目一覧	2
3 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン)	4
基本方針1 市民とともに進む協働のまちづくり	4
基本方針2 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成	6
基本方針3 持続可能な安定した財政基盤の確立	11

1 第8次糸満市行政改革大綱実施計画(実行プラン)の概要

(1) 実施計画(実行プラン)の位置づけ

本計画(実行プラン)は、第5次糸満市総合計画に掲げる将来像(「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」)の推進に向けて、効率的かつ効果的な行政運営を実施するために必要な基本方針等を定めた第8次糸満市行政改革大綱に示された取り組みを着実に実施していくことを目的に策定したものです。

(2) 行政改革の基本方針及び推進項目

第8次糸満市行政改革大綱において定めた下記の3つの基本方針に基づき、11個の推進項目を掲げて行政改革に取り組みます。

【基本方針1】市民とともに進む協働のまちづくり

- (1) 市民と行政及び市民間や団体間の連携
- (2) 透明性の高い行政運営の推進

【基本方針2】変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成

- (1) 機能的な組織・機構の構築
- (2) 職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化
- (3) 人材育成の推進

【基本方針3】持続可能な安定した財政基盤の確立

- (1) 持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進
- (1) 持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営
- (2) 歳入 ①歳入の確保
- (2) 歳入 ②市税の適正課税と収納強化
- (3) 歳出 ①補助金等の適正化
- (3) 歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化

(3) 計画期間

本計画(実行プラン)の計画期間は、第8次糸満市行政改革大綱と同様に令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、この間の社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、取組項目の追加や変更が必要になった時は、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

(4) 推進方法

取組項目については、毎年度PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善))に基づく進捗管理を行い、検証結果を踏まえた改善事項を取り組みに反映させることにより、行政改革を推進していきます。

また、その内容を市ホームページ等において、公表していきます。

2 第8次系満市行政改革大綱実施計画（実行プラン）項目一覧

基本方針／推進項目／取組項目		取りまとめ課	関係課
1 市民とともに進む協働のまちづくり			
(1) 市民と行政及び市民間や団体間の連携			
	No1 市民活動支援センターの機能強化	市民生活環境課	行政経営課
	No2 消防団の活性化に向けた取組強化	消防本部	
	No3 自主的地域づくりの奨励及び支援	市民生活環境課	行政経営課、政策推進課
	No4 自主防災組織の推進	秘書防災課	消防本部
(2) 透明性の高い行政運営の推進			
新規	No5 事務事業評価書の市ホームページへの公開	行政経営課	関係各課
2 変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			
(1) 機能的な組織・機構の構築			
	No6 農業集落排水事業と下水道事業の組織統合	水道部総務課	水道部工務課
	No7 消防広域化の推進	消防本部	秘書防災課、総務課
R4新規	No8 市立認定こども園の再編	保育こども園課	こども未来課
(2) 職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化			
	No9 定員適正化計画の策定及び会計年度任用職員・任期付職員の活用	人事課	関係各課
	No10 人件費の適正化	人事課	財政課、教育総務課
(3) 人材育成の推進			
	No11 女性職員の管理職への登用	人事課	政策推進課
	No12 人事評価制度の適正な運用	人事課	行政経営課
新規	No13 人材育成基本方針に基づく研修の実施	人事課	関係各課
新規	No14 働きやすい環境の整備	人事課	関係各課
3 持続可能な安定した財政基盤の確立			
(1) 持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			
	No15 ICTの計画的な活用推進	情報政策課	関係各課
	No16 電子申請システムの利用環境の活用促進検討	情報政策課	関係各課
	No17 電子ファイル管理指針に基づく職員理解の向上	情報政策課	関係各課
	No18 個人情報の取扱強化及び適正な管理の対応並びにセキュリティシステムの強化	情報政策課	関係各課
新規	No19 標準化対応及びクラウド型への移行推進	情報政策課	関係各課
(1) 持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			
	No20 契約に関する諸規程の見直し	財政課	関係各課
	No21 条件付き一般競争入札の導入	財政課	関係各課
	No22 財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の積立ルール策定	財政課	
	No23 公共施設における光熱費の抑制	財政課	関係各課
	No24 ごみの減量化・再資源化の推進	市民生活環境課	
	No25 各種行事（祭り等イベント）の集約化の検討	行政経営課	関係各課
	No26 【変更前】民間委託可能な業務の有無等調査の実施 【変更後】民間委託等が可能な業務の有無等調査の実施	行政経営課	関係各課
	No27 イベント事業（ふるさと祭り）の民間委託の推進	観光・スポーツ振興課	
	No28 PPP/PFI導入ガイドラインの作成及び推進	財政課	関係各課
新規	No29 40代・50代の特定健診受診率の向上	健康推進課	国民健康保険課
新規	No30 公共施設等総合管理計画に基づくコストの削減及び負担の平準化	財政課	関係各課
R4新規	No31 【変更前】債権管理条例の制定 【変更後】債権の適正かつ効果的な管理	財政課	関係各課
R4新規	No32 Park-PFIの導入	建設課	
R6新規	No33 電話システムの見直し	総務課	関係各課
(2) 歳入 ①歳入の確保			
	No34 各種公共施設利用料金改定及び公平性等の検証	財政課	関係各課
	No35 市有財産の効率的活用及び処分	財政課	
	No36 ふるさと応援寄附増加に向けた取組推進	行政経営課	
新規	No37 ネーミングライツの導入	財政課	関係各課
新規	No38 利用者負担額（保育料）の収納率向上	保育こども園課	
R4新規	No39 市内周遊バスの安定運行の推進	市民生活環境課	
R4新規	No40 学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討	教育総務課	学校教育課

基本方針／推進項目／取組項目		取りまとめ課	関係課
(2) 歳入 ②市税の適正課税と収納強化			
	No41 市税の課税客体の的確な把握	税務課	
	No42 市税収納率向上に向けた取組推進	税務課	
	No43 滞納整理業務の民間委託（市税催告コールセンターの開設）	税務課	
(3) 歳出 ①補助金等の適正化			
新規	No44 敬老祝金の在り方検討	介護長寿課	
(3) 歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			
	No45 経営適正化の観点に基づく下水道使用料の見直し	水道部総務課	
	No46 【変更前】 下水処理施設とし原処理施設「岡波苑」の効率的連携 【変更後】 下水処理施設とし原処理施設（岡波苑等）の効率的連携	市民生活環境課	工務課
	No47 国民健康保険税の収納率向上	国民健康保険課	税務課
	No48 糸満漁港ふれあい公園事業特別会計の健全な経営	商工水産課	
新規	No49 介護予防のための地域活動の支援	介護長寿課	
新規	No50 農業集落排水事業の公営企業会計への移行	水道部総務課	水道部工務課
R5新規	No51 農業集落排水の接続率向上	水道部工務課	水道部総務課

3 第8次系満市行政改革大綱実施計画(実行プラン)

No1						
基本方針		市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	市民生活環境課	
推進項目		市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課	行政経営課	
取組項目		市民活動支援センターの機能強化		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策1	
現状・課題		年々、複雑多様化する社会課題が増加するなかで、多様なまちづくりの主体となる市民活動団体等に対する協働への理解促進及び連携・交流機会の創出を図るためには、長期的な取り組みが必要である。				
取組内容		市民活動支援センターの人員体制の強化等、相談業務や調査研究事業に取り組みやすい環境をつくり、市民提案型まちづくり事業、市民講座まち寺子屋及び活動支援プログラムの開発を推進する。				
取組目標		地域課題の解決や社会状況の変化にも対応した協働のまちづくりを展開するため、各種講座を年8回実施し、市民活動支援センター利用者数を1,630人とする。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・相談業務 ・自治会結成に向けての支援	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機械創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機会創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機会創出	・市民活動団体や県内の市民活動における情報収集や調査研究 ・各種相談業務 ・協働に関する理解促進及び機会創出
	活動指標 (目標)	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数	各種講座の実施件数
		8回	8回	8回	8回	8回
	成果指標 (目標)	市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数	市民活動支援センター利用者数
		1470人	1510人	1550人	1590人	1630人

No2						
基本方針		市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	消防本部	
推進項目		市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課		
取組項目		消防団の活性化に向けた取組強化		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策2	
現状・課題		消防団員が減少傾向にあるため、消防団員（機能別消防団員を含む）の確保及び消防団機能強化のための装備等の充実強化を図る必要がある。				
取組内容		市民（若年層）へ消防団の認知度を高め、消防団員（機能別消防団員を含む）の入団促進を図ることにより、消防団員の確保に努める。また、助成金等を活用し、装備等（火点標的、照明設備、発電機等）の充実強化に努める。				
取組目標		消防団員定数の確保及び装備等の充実強化を図る。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・消防団員の確保 ・助成金等申請	・消防団員の確保 ・装備の整備	消防団員の確保	消防団員の確保	消防団員の確保
	活動指標 （目標）	①消防団員入団促進広報	消防団員入団促進広報	消防団員入団促進広報	消防団員入団促進広報	消防団員入団促進広報
		6回	6回	6回	6回	6回
		②助成金等申請				
		1回				
	成果指標 （目標）	消防団員数	①消防団員数	消防団員数	消防団員数	消防団員数
		46人	48人	50人	52人	55人
			②標的、照明設備			
			各2本			

No3						
基本方針		市民とともに進む協働のまちづくり		取りまとめ課	市民生活環境課	
推進項目		市民と行政及び市民間や団体間の連携		関係課	行政経営課、政策推進課	
取組項目		自主的地域づくりの奨励及び支援		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策1	
現状・課題		市民、市民活動団体及び自治会などが、主体的・自主的に地域の課題に対して自らの力で解決に取り組める自主的な地域づくりが求められている。				
取組内容		広報紙やホームページ等を活用し、活動の紹介や各種補助金など地域課題の解決に取り組むために必要な情報を提供する。また、地域おこし協力隊を活用した地域活性化を支援する。				
取組目標		地域課題に対して主体的な取り組みを推進するため、広報紙等での情報提供の回数を増やし、自治会結成率を95%とする。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・地域おこし協力隊隊員の受入準備	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 ・地域おこし協力隊隊員による支援	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 【変更前】・地域おこし協力隊隊員による支援→【変更後】市民活動支援センターとの連携による支援	・広報紙等を活用した各種補助金などの情報提供 【変更前】・地域おこし協力隊隊員による支援→【変更後】市民活動支援センターとの連携による支援
	活動指標 (目標)	広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数	広報紙等での情報提供の回数
		3回	3回	7回	9回	9回
	成果指標 (目標)	自治会結成率	自治会結成率	自治会結成率	自治会結成率	自治会結成率
		95%	95%	95%	95%	95%

No4						
基本方針		市民とともに進む協働のまちづくり			取りまとめ課	秘書防災課
推進項目		市民と行政及び市民間や団体間の連携			関係課	消防本部
取組項目		自主防災組織の推進			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策3
現状・課題		災害時には共助を実践する自主防災組織の役割が重要であるが、地域における自主防災組織の結成にあたっては地域との危機意識のズレや担い手不足により結成が難しく、市内には12組織結成されているものの結成率は17%と低い状況にある。				
取組内容		自主防災組織の結成支援及び組織の充実を図るため、各種訓練等の支援を行う。				
取組目標		地域の防災力強化のため防災訓練等の活動支援を行い、令和7年度までに17の自主防災組織の結成を目指す。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援	・自主防災組織の結成支援 ・自主防災会の各種訓練等支援
	活動指標 (目標)	各種訓練等の開催	各種訓練等の開催	各種訓練等の開催	各種訓練等の開催	各種訓練等の開催
		2回	2回	2回	2回	2回
	成果指標 (目標)	自主防災組織の新規結成	自主防災組織の新規結成	自主防災組織の新規結成	自主防災組織の新規結成	自主防災組織の新規結成
		1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

No5		新規				
基本方針		市民とともに進む協働のまちづくり			取りまとめ課	行政経営課
推進項目		透明性の高い行政運営の推進			関係課	関係各課
取組項目		事務事業評価書の市ホームページへの公開			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		市で行った事業の目的、内容、実施状況、効果等を市民に分かりやすく公表することが必要である。そのため、事務事業評価書を市ホームページへ公開し、行政の説明責任と透明性を確保する必要がある。				
取組内容		事務事業評価書を外部有識者で構成する(仮称)効果検証委員会において検証し、市ホームページへ公開する。				
取組目標		事務事業評価書を市民へ公開し、令和4年度から行う市民意識調査の結果等を踏まえ、事務事業の見直しを行う。				
計画P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・事務事業評価書の作成(選定事業のみ。以下同様)。 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催。 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開	・市民意識調査 ・事務事業の見直し ・事務事業評価書の作成 ・外部有識者による(仮称)効果検証委員会の開催 ・市ホームページへの公開
	活動指標(目標)	効果検証委員会の開催	①事務事業評価書の市ホームページへの公開	①事務事業評価書の市ホームページへの公開	①事務事業評価書の市ホームページへの公開	①事務事業評価書の市ホームページへの公開
		1回	1回	1回	1回	1回
			②市民意識調査の実施	②市民意識調査の実施	②市民意識調査の実施	②市民意識調査の実施
	成果指標(目標)		1回	1回	1回	1回
		見直し事業の選定(見直し自体は翌年度)	事務事業の見直し	事務事業の見直し	事務事業の見直し	事務事業の見直し
		3件	3件	3件	3件	3件

No6						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	水道部総務課
推進項目		機能的な組織・機構の構築			関係課	水道部工務課
取組項目		農業集落排水事業と下水道事業の組織統合			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		農業集落排水事業における施設整備は、農林事業を所管する農村整備課で執務可能であるが、施設が供用開始することで必然的に公営企業会計での運用となるため、同会計で事業運用のある水道部へ組織統合を行い、健全な組織体制を図る必要がある。				
取組内容		下水道事業へ農業集落排水事業を統合するため、関係条例等の整備や関係課と組織統合に必要な調整を行うとともに、機構改革検討委員会への対応を図る。				
取組目標		農業集落排水事業を水道部へ移管し、下水道事業と組織及び会計事務を統合する。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		機構改革検討委員会対応及び関係課協議	・水道部へ農業集落排水事業の移管 ・下水道事業との会計事務統合に関する対応(令和5年4月1日統合予定)	-	-	-
	活動指標 (目標)	組織統合に関する関係課調整	会計事務統合に関する関係課調整	-	-	-
		適宜	適宜	--	--	--
	成果指標 (目標)	関係条例等の改正(業務移管関係)	関係条例等の改正(会計統合関係)	-	-	-
		1式	1式	--	--	--

No7						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	消防本部
推進項目		機能的な組織・機構の構築			関係課	秘書防災課、総務課
取組項目		消防広域化の推進			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第3章 政策2
現状・課題		令和3年3月に沖縄県消防広域化推進計画が策定され、本計画で示された圏域（南部ブロック）での消防広域化の実現に向けて取り組む必要がある。				
取組内容		圏域（南部ブロック）での消防広域化の実現に向けて、関係機関と課題等の解決に努める。				
取組目標		圏域（南部ブロック）での消防広域化を実現し、消防力の強化を図る。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		消防広域化等協議会立ち上げに向けた調査研究	消防広域化等協議会立ち上げ	協議会において消防広域化の実現に向けた課題等の検討	協議会において消防広域化の実現に向けた課題等の検討	協議会において消防広域化の実現に向けた課題等の検討
	活動指標 （目標）	消防広域化等協議会立ち上げに向けての調査研究	消防広域化等協議会立ち上げに向けての検討会等	消防広域化等協議会	消防広域化等協議会	消防広域化等協議会
		2回	3回	2回	2回	2回
	成果指標 （目標）	過去の経緯及び広域化等にかかる課題等の検証	消防広域化等協議会設置の方向性の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定	各専門部会における広域化等の方向性の決定
		3回	1件	1件	1件	1件

No8		R4新規				
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	保育こども園課
推進項目		機能的な組織・機構の構築			関係課	こども未来課
取組項目		市立認定こども園の再編			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第1章 政策1
現状・課題		幼児期の教育・保育の質の向上及び保育教諭の確保のため、職員を集約するなど市立認定こども園の再編が必要となっている。これまでの取り組みとしては、令和元年度に「糸満市立認定こども園在り方計画」を策定し公私連携移行園を決定したが、急な決定により様々な意見があったことから、検討委員会を立ち上げ再検証を行った。				
取組内容		令和6年4月の公私連携認定こども園への移行に向け、公募により運営事業者を決定し、協定及び公有財産貸付契約を締結後、公私連携法人の指定及び引継ぎを行う。				
取組目標		市立認定こども園を、5施設から2施設減の3施設に集約し、1施設あたりの職員増及び正規職員率の向上を図り、職員の負担軽減により教育・保育環境の向上を図る。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		－	・公私連携移行園の決定 ・公募による運営事業者の決定	・運営事業者との協議、協定締結 ・公有財産貸付及び備品譲渡契約締結 ・運営事業者の指定	公私連携認定こども園へ移行	－
	活動指標 （目標）	－	公私連携移行園の決定	運営事業者と協定等の締結	市立認定こども園の移行	－
		――	2施設	2者	2施設	――
	成果指標 （目標）	－	運営事業者の決定	運営事業者の指定	市立認定こども園0歳児受入数（4月1日現在）	－
		――	2者	2者	6人	――

No9						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成		取りまとめ課	人事課	
推進項目		職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化		関係課	関係各課	
取組項目		定員適正化計画の策定及び会計年度任用職員・任期付職員の活用		第5次系満市総合計画における位置づけ		第6章 政策2
現状・課題		行政サービスの低下を招くことなく、高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う行政需要に柔軟に対応できるようにするため、適正業務量を把握したうえで職員の定員適正化計画を策定する必要がある。また、会計年度任用職員については、業務の繁忙期や仕事量及び緊急時等に応じて活用する必要がある。				
取組内容		①定員適正化計画の策定に係る委託業者の選定 ②業務量調査の実施（調査説明会実施、調査票の記入、ヒアリング、データ分析、報告書作成） ③定員適正化計画の策定（定員適正化計画作成、定員適正化計画報告）				
取組目標		計画的に適正な定員管理を行うことで、社会経済情勢の変化に対応し、住民のニーズに合わせた的確な行政サービスを提供する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・定員適正化計画策定に向けた情報収集 ・会計年度任用職員の適正配置	・定員適正化計画の策定 ・会計年度任用職員の適正配置	-	-	-
	活動指標 （目標）	他自治体の定員適正化計画の事例収集	業務量に関する報告書の作成	-	-	-
		10市	1件	--	--	--
	成果指標 （目標）	委託業者候補の選定	定員適正化計画の策定	-	-	-
		2者以上	1件	--	--	--

No10						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目		職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化			関係課	財政課、教育総務課
取組項目		人件費の適正化			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		①本市では55歳昇給停止を実施していないため、定年延長に伴いラスパイレス指数の上昇が懸念される。 ②地方公務員法で義務付けられた人事評価の処遇反映を、速やかに導入する必要がある。 ③上記2項目への対応に併せて、平成14年度から当分の間として継続している、特別職給料及び管理職手当の独自削減の見直しについて検討が必要である。				
取組内容		①定年延長に伴う60歳超職員の給料水準の適切な設定及び管理監督職務上限年齢による降任職員の給与を検討する。 ②人事評価の処遇反映に向けて、関係部署と調整を行う。 ③特別職給料及び管理職手当の独自削減の見直しについて検討する。 【現在】市長：15%削減、副市長・教育長：10%削減 ・管理職手当：25%削減				
取組目標		機構改革、定員適正化、国の制度改正及び人事院勧告等に適切に対応し、人件費の適正な支給を図る。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討 ・管理職員の週休日等の勤務に対する管理職員特別勤務手当の創設	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討 ・人事評価の処遇反映に係る例規整備 ・定年延長に係る例規整備 ・独自削減見直し検討	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討 ・人事評価の処遇反映の実施	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討 ・人事評価の処遇反映の実施	・人事委員会勧告に基づく給与・一時金の改定を含む給与制度の見直し検討 ・人事評価の処遇反映の実施
	活動指標 (目標)	管理職員特別勤務手当創設に向けた情報収集・分析	人事評価の処遇反映に向けた関係部署(組合、財政課等)との調整	人事委員会勧告への対応に係る情報収集	人事委員会勧告への対応に係る情報収集	人事委員会勧告への対応に係る情報収集
		11件	1回以上	11件	11件	11件
	成果指標 (目標)	給与条例・規則の改正及び管理職特別勤務手当の支給	人事評価の処遇反映に係る例規整備	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施	人事委員会勧告に基づく条例等改正及び人事評価の処遇反映の実施
		1件	1件	1回	1回	1回

No11						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目		人材育成の推進			関係課	政策推進課
取組項目		女性職員の管理職への登用			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		多様な意見・視点の反映等の観点からすると女性職員の管理職登用率を高める必要があるが、子育てと仕事の両立が難しく、女性職員が昇進意欲を持ちにくい状況となっている。				
取組内容		女性職員の活躍のための行動計画である「糸満市特定事業主行動計画」や人材育成基本方針に基づき、同計画に掲げる数値目標の実現に向けて取り組む。				
取組目標		①管理職に占める女性職員の割合を25.0%にする。 ②将来の人材育成を目的とした女性の教育訓練の受講割合を40.0%以上にする。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施	人材育成基本方針を踏まえた計画的な職員研修の実施
	活動指標 (目標)	女性の教育訓練の受講割合 40%以上	女性の教育訓練の受講割合 40%以上	女性の教育訓練の受講割合 40%以上	女性の教育訓練の受講割合 40%以上	女性の教育訓練の受講割合 40%以上
	成果指標 (目標)	管理職に占める女性職員の割合 25%以上	管理職に占める女性職員の割合 17%	管理職に占める女性職員の割合 18%	管理職に占める女性職員の割合 20%	管理職に占める女性職員の割合 25%

No12						
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目		人材育成の推進			関係課	行政経営課
取組項目		人事評価制度の適正な運用			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		①人事評価制度については職員に定着してきたが、地方公務員法で義務付けられた人事評価の処遇反映に至っていない状況にある。 ②所属ごとに評価のばらつきがあるため、評価基準の平準化を図る必要がある。				
取組内容		①人事評価制度設計の見直しを行い、評価結果を集計して、評価のばらつきの是正を図る。 ②人事評価の処遇反映について、組合及び職員への周知を図る。				
取組目標		①評価者研修を実施し、各評価者の評価基準の平準化を図る。 ②人事評価の処遇反映については、「昇給」、「勤勉手当」、「昇任・昇格」、「分限」の4つの項目を段階的に項目を分けて取り組んでいく。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施に向けての調整	・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施に向けての調整	・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施	・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施	・人事評価制度の実施 ・人事評価の処遇反映実施
	活動指標 (目標)	人事評価の処遇反映に向けた組合との調整会議	人事評価の処遇反映に向けた関係部署(組合、財政課等)との調整	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施	評価基準平準化に向けて、評価者研修の実施
		4回	1回以上	1回	1回	1回
	成果指標 (目標)	人事評価の処遇反映に関する段階的に取り組む項目の決定	人事評価の処遇反映に係る例規整備	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示	公正性・納得性を確保し、人事評価結果を職員へ開示
		1件以上	1件	2回	2回	2回

No13		新規				
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目		人材育成の推進			関係課	関係各課
取組項目		人材育成基本方針に基づく研修の実施			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		糸満市人材育成基本方針に基づき職員研修を実施しているが、当該方針は平成16年3月の策定後、改訂が一度も行われていない状況である。そのため、さまざまな課題に気づき、環境の変化に対応できる市職員の育成に向けて、当該方針の見直しを行い、それに基づく研修を実施する必要がある。				
取組内容		糸満市人材育成基本方針を見直し、計画的な職員研修を実施する。				
取組目標		市職員の育成に向けて、見直した糸満市人材育成基本方針に基づいた研修を実施し、当該研修を全職員が受講する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		他自治体の人材育成基本方針策定状況調査	・人材育成基本方針の改訂 ・方針に基づく研修計画の作成	・研修計画の周知および研修の実施 ・次年度研修計画の作成	【変更前】 ・研修計画の周知および研修の実施 ・次年度研修計画の作成 【変更後】 ・人材育成基本方針の改定 ・方針に基づく研修計画の作成	・研修計画の周知および研修の実施 ・次年度研修計画の作成
	活動指標 (目標)	他自治体の情報収集・分析	糸満市職員人材育成推進委員会の開催	研修計画の周知	【変更前】研修計画の周知→ 【変更後】糸満市職員人材育成推進委員会の開催	研修計画の周知
		10市	3回	1件	【変更前】1件→【変更後】3回	1件
	成果指標 (目標)	人材育成基本方針改訂のスケジュール作成	人材育成基本方針の改訂	職員研修履修率	【変更前】職員研修履修率→ 【変更後】人材育成基本方針の改定 【変更前】100%→【変更後】1件	職員研修履修率
		1件	1件	100%		100%

No14		新規				
基本方針		変化に柔軟に対応できる組織体制の構築と人材育成			取りまとめ課	人事課
推進項目		人材育成の推進			関係課	関係各課
取組項目		働きやすい環境の整備			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		限られた人的資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの意欲や能力向上が不可欠であることはもとより、職員が働きやすい環境を整備することが必要である。				
取組内容		働きやすい環境の整備に向け、職員の意識改革に必要な研修を実施するとともに、過重労働による健康被害防止対策、各種休暇制度の活用等を推進する。				
取組目標		働きやすい環境の整備を行い、職員のワークライフバランスの向上を図る。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・他自治体の働きやすい環境の整備状況調査 ・研修案の検討 ・時間外勤務の管理徹底	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度のハンドブック作成	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度の周知	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度の周知	・研修の実施 ・時間外勤務の管理徹底 ・各種休暇制度の周知
	活動指標 (目標)	他自治体の情報収集・分析	職員研修の実施	職員研修の実施	職員研修の実施	職員研修の実施
		10市	1回	1回	1回	1回
	成果指標 (目標)	研修案の作成	各種休暇制度のハンドブック作成	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合	年次有給休暇取得日数5日未満の職員割合
		1件	1件	5%未満	5%未満	5%未満

No15						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目		ICTの計画的な活用推進			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		コロナ禍への対応を通じて自治体におけるICT利活用(DX含む)の計画的推進の気運が高まっているものの、本市においてはDX推進体制が整っておらず、自治体DX推進計画等が未策定の状況にある。				
取組内容		自治体DX推進計画を策定し、計画的・組織横断的なICT利活用を実現していく。				
取組目標		計画的・組織横断的に取り組む具体的な仕組み(計画管理)と自治体DX推進計画を推進していく体制(組織)を確保する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・DX推進体制の検討 ・情報政策部門の体制強化に向けた取組検討	DX推進計画の検討	DX推進計画の策定及び進捗管理	【変更前】DX推進計画の進捗管理及び見直し 【変更後】DX推進方針の進捗管理及び見直し	【変更前】DX推進計画の進捗管理及び見直し 【変更後】DX推進方針の進捗管理及び見直し
	活動指標 (目標)	DX推進体制案の作成	DX推進計画策定手法の決定	DX推進計画策定調査事業の実施	【変更前】・DX推進事項・支援事項(仮称)の実施→【変更後】取組事項の実施	【変更前】・DX推進事項・支援事項(仮称)の実施→【変更後】取組事項の実施
		1件	1件	1件	【変更前】(仮)2件以上→【変更後】4件	【変更前】(仮)2件以上→【変更後】11件
	成果指標 (目標)	機構改革検討委員会へのDX推進体制案組上	DX推進計画策定委員会の発足	DX推進計画の策定	【変更前】DX推進計画の進捗率→【変更後】取組事項の目標値到達割合	【変更前】DX推進計画の進捗率→【変更後】取組事項の目標値別到達割合
		1件	1件	1件	【変更前】(仮)25.0%以上→【変更後】30%	【変更前】(仮)50.0%以上→【変更後】100%

No16						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目		電子申請システムの利用環境の活用促進検討			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		マイナンバーびったりサービスの利用環境の活用促進が期待されているが、令和2年度現在、本市では児童手当の現況届のみの利活用にとどまっている。また、コロナ禍対応(対面抑制・来庁機会削減・手続き迅速化)として、電子申請システムの導入も期待されている。				
取組内容		マイナンバーびったりサービスの利活用拡大に向けた各部署への理解促進を図るとともに、コロナ禍対応等のため、各部署における電子申請システムの導入検討支援や全庁的な利用に向けた検討を行う。				
取組目標		電子申請の導入促進により書面手続や窓口来庁者数を削減し、市民サービスの向上(感染予防対策含む)を実現していく。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・びったりサービスの庁内周知 ・ワクチン接種システム導入支援	・びったりサービスの利用拡大に向けた検討 ・汎用型電子申請システムの導入検討	・各部署のびったりサービス利用拡大への対応 ・汎用型電子申請システムの管理運用	・各部署のびたりサービス利用拡大への対応 ・汎用型電子申請システムの管理運用	・各部署のびたりサービス利用拡大への対応 ・汎用型電子申請システムの管理運用
	活動指標 (目標)	汎用型電子申請システム導入支援の実施	汎用型電子申請システムの導入	電子申請システム活用支援(個別・一般)	【変更前】電子申請システム活用支援(個別・一般)→【変更後】システム活用研修	【変更前】電子申請システム活用支援(個別・一般)→【変更後】システム活用研修
		1件	1件	5件以上	【変更前】10件以上→【変更後】1回	【変更前】20件以上→【変更後】1回
	成果指標 (目標)	汎用型電子申請システム導入支援を通じた課題整理	汎用型電子申請システムの活用実績	電子申請システムの活用実績	【変更前】電子申請システムの活用実績→【変更後】オンライン申請等	【変更前】電子申請システムの活用実績→【変更後】オンライン申請等
		1件	1件以上	60件以上	【変更前】80件以上→【変更後】80件	【変更前】100件以上→【変更後】100件

No17						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	情報政策課	
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進		関係課	関係各課	
取組項目		電子ファイル管理指針に基づく職員理解の向上		第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題		職員による電子ファイルの重複保存及び不要なデータ保存が氾濫し、ファイルサーバーのリソースを有効活用できていない状況にある。また、電子ファイル管理指針の職員理解がまだ浸透していないため、認知度及び理解度を高めていく必要がある。				
取組内容		電子ファイル管理指針に関する説明会の開催又は周知に取り組むとともに、重複保存データの多い部署における職員自身によるファイル整理の実施及び同整理の支援を行う。				
取組目標		すべての部署を対象として年1回程度、電子ファイル管理指針の周知を行うとともに、重複保存データの多い部署上位3部署への支援を行う。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・電子ファイル管理指針の正式決定 ・指針に基づくファイル整理環境の整備	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援	指針に基づくファイルフォルダ等の整理支援
	活動指標 (目標)	指針に基づくフォルダ整理率	指針に基づくファイル等の命名・整理周知	指針に基づくファイル等の命名・整理周知	指針に基づくファイル等の命名・整理周知	指針に基づくファイル等の命名・整理周知
		100%	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	成果指標 (目標)	指針に基づくフォルダ整理対応率	指針に基づくファイル命名対応率	指針に基づくファイル命名対応率	指針に基づくファイル命名対応率	指針に基づくファイル命名対応率
		75%	20%	30%	40%	50%

No18						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課	
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課	
取組項目	個人情報の取扱強化及び適正な管理の対応並びにセキュリティシステムの強化			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題	クラウドサービスの進展により、個人情報を安易に同サービスへ保存してしまうリスクが高まっているものの、同サービスに情報を保存する仕組み自体の理解が十分でない職員が一定数存在している。また、ネットワーク分離にかかるセキュリティシステムが老朽化等しており、機能面を含めた刷新が求められている。					
取組内容	①職員に対し個人情報の取り扱いに関する定期的な注意喚起を実施する。 ②適正な管理対応に向けた情報セキュリティ点検又は情報セキュリティ監査等を実施する。 ③セキュリティシステムの老朽化解消及びインターネット利用環境の利便性向上に向けて自治体情報セキュリティ強靱性向上基盤を更新する。					
取組目標	①職員の個人情報の取り扱いに対する理解度を向上させる。 ②外部機関による情報セキュリティ監査の実施に向けた検討を行う。 ③新たな方式等による自治体情報セキュリティ強靱性向上基盤を導入（更新）する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・情報セキュリティ啓発 ・情報セキュリティ点検の検討 ・強靱化基盤更新に向けた検討	・情報セキュリティ啓発 ・情報セキュリティ点検の実施 ・情報セキュリティ監査の在り方検討 ・強靱化基盤更新、沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用	・情報セキュリティ啓発 ・情報セキュリティ点検の実施 ・情報セキュリティ監査の在り方検討 ・沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用	・情報セキュリティ啓発 ・情報セキュリティ点検の実施 ・情報セキュリティ監査の在り方検討 ・沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用	・情報セキュリティ啓発 ・情報セキュリティ点検の実施 ・情報セキュリティ監査の在り方検討 ・沖縄県セキュリティクラウドに対応した環境保守運用
	活動指標 （目標）	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	情報セキュリティ周知	【変更前】情報セキュリティ周知→【変更後】情報セキュリティ研修	【変更前】情報セキュリティ周知→【変更後】情報セキュリティ研修
		3回	3回	3回	【変更前】3回→【変更後】2回	【変更前】3回→【変更後】2回
	成果指標 （目標）	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	不審メール対応訓練での報告率	【変更前】不審メール対応訓練での報告率→【変更後】重大なセキュリティ事故件数 【変更前】80%→【変更後】10件	【変更前】不審メール対応訓練での報告率→【変更後】重大なセキュリティ事故件数 【変更前】80%→【変更後】10件
		75%	75%	75%		

No19		新規				
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	情報政策課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ①行政のデジタル化の推進			関係課	関係各課
取組項目		標準化対応及びクラウド型への移行推進			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		国においては災害対策及びコスト削減のため自治体クラウド(共同型)を推進しているが、本市の現行システムはオンプレミス型(自庁設置)でクラウド型へ移行できていない状況にある。そのため、次期システム(R6稼働開始)において、共同クラウド型への移行を目指す必要がある。				
取組内容		自治体クラウドの対象とされる主に基幹システムの更改に併せてクラウド型へ移行するとともに、庁内利用部署の理解の下、国が進める中間標準レイアウトに対応したシステムを採用し、自治体クラウドを実現していく。				
取組目標		クラウド型システムの導入と併せて国の進める標準化システムへの対応を図り、今後も増大していくシステムコストの効率化(全体最適化)を実現する。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・自治体クラウド検討会議の開催	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの選定 ・現行基幹システムの一部クラウド移行準備	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの導入・移行 ・現行基幹システムのクラウド運用	・自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催 ・クラウド型標準化対応システムの稼働開始・運用
	活動指標 (目標)	自治体クラウド検討会議の開催	自治体クラウド・標準化対応検討会議の開催	糸満市デジタル化推進本部会議の開催	【変更前】糸満市デジタル化推進本部会議の開催→【変更後】自治体標準化システム・要件定義会議	【変更前】糸満市デジタル化推進本部会議の開催→【変更後】標準化システム研修
		3回	2回	1回以上	【変更前】1回以上→【変更後】20回	1回以上
	成果指標 (目標)	クラウド化スケジュール案の決定	クラウド化・標準化対応スケジュールの決定	クラウド型標準化対応システム仕様要件の決定	【変更前】標準化対応システムでの標準化対応必須業務達成率→【変更後】ガバメントクラウド進捗率	【変更前】標準化対応システムでの標準化対応必須業務達成率→【変更後】ガバメントクラウド進捗率
		1件	1件	1式	【変更前】100%→【変更後】40%	100%

No20						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目		契約に関する諸規程の見直し			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		各課の判断による様式で契約に関する事務処理を行っているところがあるため、様式を統一化することで業務処理の迅速化を図る必要がある。また、検査の適正な履行を確保するため、工事検査規程の改正を行う必要がある。				
取組内容		業務の迅速な対応を図るため、糸満市契約規則及び糸満市工事検査規程等の改正を行う。また、工事監理業務契約約款の策定や委託業務検査規程の制定を行う。				
取組目標		委託業務の契約様式の見直しや検査に関する規程の改正等を行うことにより、工事・委託業務の効率化及び負担軽減を図る。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		沖縄県の動向や様式(委託業務)等の情報収集・分析、見直し及び統一化	沖縄県の動向や様式(工事)等の情報収集・分析、見直し及び統一化	沖縄県の動向や契約約款等の情報収集、改正	他市町村の動向や要領等の情報収集、規定の改正	他市町村の動向や要領等の情報収集、規定の制定
	活動指標 (目標)	沖縄県の事例収集・分析	沖縄県の事例収集・分析	沖縄県の事例収集・分析	県内他市の事例収集・分析	県内他市の事例収集・分析
		1自治体	1自治体	1自治体	10市	10市
	成果指標 (目標)	様式集(委託業務契約)の策定	様式集(工事契約)の策定	工事監理業務の契約約款の策定	工事検査規程の改正	委託検査規程の制定
		1件	1件	1式	1件	1件

No21						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営				関係課	関係各課
取組項目	条件付き一般競争入札の導入				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	落札率の高止まりを防止するため、条件付き一般競争入札を導入することで入札の透明性、競争性及び効率性の確保を図る必要がある。					
取組内容	条件付き一般競争入札に係る要綱を制定し、当該入札を円滑に実施する。					
取組目標	入札の透明性、競争性及び効率性(落札価格の低減等)を確保する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		他自治体の動向や要綱等の情報収集・分析	一般競争入札に係る経費の情報収集・分析	条件付き一般競争入札に係る要綱の制定	条件付き一般競争入札の実施	条件付き一般競争入札の実施
	活動指標 (目標)	他自治体の事例(要綱等)収集・分析	一般競争入札を進めるなかでの経費の把握	条件付き一般競争入札要綱(案)の修正	条件付き一般競争入札対象工事の選定	条件付き一般競争入札対象工事の選定
		2自治体	3自治体	1件	2件	2件
	成果指標 (目標)	条件付き一般競争入札要綱(案)の制定	一般競争入札導入に関わる経費の算出	条件付き一般競争入札要綱の制定	条件付き一般競争入札の実施	条件付き一般競争入札の実施
		1件	1件	1件	2件	2件

No22						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	財政課
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営				関係課	
取組項目	財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の積立ルール策定				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	厳しい財政状況にあることから、将来にわたり持続可能な財政運営を図るため、財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金(以下、「主要基金」という。)の積立ルールを策定する必要がある。					
取組内容	持続可能な安定した財政基盤の確立のため、主要基金の積立ルールを策定し、当該ルールに基づいた基金の管理を行う。					
取組目標	積立ルールを策定し、当該ルールに基づく管理計画に沿った主要基金の積み立てを行い、持続可能な安定した財政基盤を確立する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		主要基金管理計画の策定	・主要基金の積立ルール策定 ・主要基金管理計画の策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定
	活動指標 (目標)	主要基金管理計画の策定	①主要基金の積立ルール策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定	積立ルールに基づく主要基金管理計画の策定
		1件	1件	1件	1件	1件
			②主要基金管理計画の策定			
			1件			
	成果指標 (目標)	主要基金の積立	主要基金の積立	主要基金の積立	主要基金の積立	主要基金の積立
		財調4億円、減債0円、公共0円	財調4億円	財調3億円、減債0.5億円、公共1.6億円	【策定前】財調3.5億円、減債0.5億円、公共2.9億円～【策定後】財調1.6億円、減債0.4億円、公共1.4億円	【策定前】財調3.5億円、減債0.5億円、公共2.9億円～【策定後】財調1.6億円、減債0.4億円、公共1.4億円

No23						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目		公共施設における光熱費の抑制			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		市内小中学校へのクーラーの設置に伴い、これまでと比べ光熱費の負担が増していることから、光熱費の抑制に努める必要がある。				
取組内容		現在の契約の見直しを含め、様々な手法を検討しながら光熱費の抑制を図っていく。				
取組目標		公共施設における光熱費を抑制する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・光熱費に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	光熱費抑制に関する取り組み(手法)の検討	光熱費抑制に関する取り組みの実施	【変更前】光熱費抑制に関する取り組みの実施 【変更後】先進自治体の取り組みに関する情報収集・分析	【変更前】光熱費抑制に関する取り組みの実施 【変更後】光熱費抑制に関する取り組み(手法)の検討
	活動指標 (目標)	市有公共施設における光熱費に関する調査	光熱費抑制に関する関係者会議	光熱費抑制に関する取り組み	【変更前】光熱費抑制に関する取り組み→【変更後】先進自治体の取り組みに関する情報収集・分析	【変更前】光熱費抑制に関する取り組み→【変更後】光熱費抑制に関する関係者会議
		1回	2～3回	1件以上	1件以上	【変更前】1件以上→【変更後】2～3回
	成果指標 (目標)	光熱費に関する実態の把握	光熱費抑制に関する取組方針の決定	光熱費の抑制	【変更前】光熱費の抑制→【変更後】光熱費抑制に関する取組方針(案)の策定	【変更前】光熱費の抑制→【変更後】光熱費抑制に関する取組方針の決定
		1件	1件	令和4年度光熱費以下	【変更前】令和4年度光熱費以下→【変更後】1件	【変更前】令和4年度光熱費以下→【変更後】1件

No24						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	市民生活環境課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	
取組項目		ごみの減量化・再資源化の推進			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策1
現状・課題		1人1日あたりごみ排出量は年々微増傾向にあることから、環境への負荷軽減と処理施設等の負担軽減のため、ごみの減量化・再資源化を推進する必要がある。				
取組内容		ハンドブックやチラシ等での啓発及び出前講座での小中学生への環境教育などを通して、ごみの減量化・再資源化を図る。				
取組目標		市民1人当たりのごみ量を、令和7年度までに845g/人・日にする。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施 ・ごみ処理手数料改定の検討	・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施	・ハンドブック等啓発資料の見直し ・出前講座の実施
	活動指標 (目標)	出前講座の開催	出前講座の開催	出前講座の開催	出前講座の開催	出前講座の開催
		2件	4件	6件	8件	11件
	成果指標 (目標)	市民1人当たりのごみ量	市民1人当たりのごみ量	市民1人当たりのごみ量	市民1人当たりのごみ量	市民1人当たりのごみ量
		862g/人・日	858g/人・日	854g/人・日	850g/人・日	845g/人・日

No25						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営		関係課	関係各課	
取組項目		各種行事(祭り等イベント)の集約化の検討		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題		同時期に行事が続き、行事の実施に伴い動員職員の負担が大きい部署があることから、各種行事の有無、内容等の調査を行い、行事の実施について精査する必要がある。				
取組内容		改めて行事の洗い出しを行った後、原課のヒアリングを行い、行事を集約化できるか検討する。				
取組目標		予算の効率的かつ効果的な執行と職員の負担軽減を図るため、類似した行事や合わせて開催することにより効果的な実施が見込める行事など集約化する行事を決定する。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		行事の洗い出し	・各課にアリングの実施 ・糸満市行事改善検討委員会の開催	・糸満市行事改善検討委員会の開催 ・集約化する行事の決定	-	-
	活動指標 (目標)	各種行事に関する実態調査	糸満市行事改善検討委員会の開催	糸満市行事改善検討委員会の開催	-	-
		1回	1回	2回	--	--
	成果指標 (目標)	各種行事の実態(課題等)把握	原課の実状の取りまとめ	集約化する行事の決定	-	-
		1件	1件	1件	--	--

No26						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営		関係課	関係各課	
取組項目		【変更前】民間委託可能な業務の有無等調査の実施 【変更後】民間委託等が可能な業務の有無等調査の実施		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題		効率的かつ効果的な行政経営を行うためには、限られた人的資源をより重要な業務や価値を創造する業務に振り向ける必要があるため、財政的負担等を考慮に入れながら民間委託の検討を行う必要がある。				
取組内容		民間委託が可能な業務を精査するため、委託の必要性やメリット・デメリット等を調査する。				
取組目標		民間委託の可能性に関する調査を実施し、委託にて実施することに合理的理由が認められる業務を特定する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・民間委託に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	・民間委託に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析	-	-	【変更後】 ・官民連携(業務委託、PFI、指定管理等)に関する調査の実施 ・他自治体の取り組みに関する情報収集・分析
	活動指標 (目標)	民間委託に関する庁内可能性調査	民間委託に関するヒアリング	-	-	【変更後】官民連携に関する庁内可能性調査
		1回	1回	--	--	【変更後】1件
						【変更後】官民連携に関する関係課ヒアリング
	成果指標 (目標)					【変更後】1回
		民間委託の可能性が高い業務の抽出	民間委託可能な業務の特定	-	-	【変更後】官民連携が可能な業務の抽出
		1件以上	1件以上	--	--	【変更後】1件以上
						【変更後】調査結果報告書の作成
					【変更後】1件	

No27						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	観光・スポーツ振興課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	
取組項目		イベント事業(ふるさと祭り)の民間委託の推進			第5次系満市総合計画における位置づけ	第5章 政策3
現状・課題		祭りの企画から運営まで担当部署で実施しており、ニーズに即したサービスの提供が十分でない状況にある。また、通常の事務事業と異なりノウハウがスムーズに継承しづらいことやイベントの準備期間が長いことが職員の疲弊に繋がっている。				
取組内容		民間のノウハウを活用し、来場者のニーズに即した祭りを開催するため、イベント事業(ふるさと祭り)を民間に委託して実施する。				
取組目標		イベント事業(ふるさと祭り)を民間に委託して実施することにより、サービスの向上と職員の負担軽減を図る。				
計画P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の選定及びイベントの実施	・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の選定及びイベントの実施	・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の選定及びイベントの実施	【変更前】 ・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の選定及びイベントの実施 【変更後】 (取組終了)	【変更前】 ・公募要領(仕様書)の策定 ・公募によるイベント委託事業者の選定及びイベントの実施 【変更後】 (取組終了)
	活動指標(目標)	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	民間委託によるイベント開催	【変更前】民間委託によるイベント開催→【変更後】(取組終了)	【変更前】民間委託によるイベント開催→【変更後】(取組終了)
		1件	1件	1件	【変更前】1件→【変更後】(取組終了)	【変更前】1件→【変更後】(取組終了)
	成果指標(目標)	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	ふるさと祭り来場者数	【変更前】ふるさと祭り来場者数→【変更後】(取組終了)	【変更前】ふるさと祭り来場者数→【変更後】(取組終了)
		30000人	31000人	32000人	【変更前】30000人→【変更後】(取組終了)	【変更前】34000人→【変更後】(取組終了)

No28						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目		PPP/PFI導入ガイドラインの作成及び推進			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		財政状況が厳しい中、持続可能な安定した行政サービスを提供していくためには、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用し、民間主導で公共事業を行う手法を進めることが必要である。				
取組内容		PPP/PFIを推進するため、導入ガイドラインを作成して推進体制を構築するとともに、そのガイドラインに沿ってPFI等導入を検討する。				
取組目標		導入ガイドラインに基づき、公共施設等へのPFI可能性調査を行い、PFI等を導入していく。				
計画P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・導入ガイドラインの策定 ・給食センターへのPFI等導入検討	公共施設等へのPFI等導入検討	公共施設等へのPFI等導入検討	公共施設等へのPFI等導入検討	公共施設等へのPFI等導入検討
	活動指標 (目標)	導入ガイドラインの策定	庁内研修の開催	PFI等導入事業の検討・各課との協議	PFI等導入事業の検討・各課との協議	PFI等導入事業の検討・各課との協議
		1件	2件	1件	1件	1件
	成果指標 (目標)	給食センターへのPFI等導入検討	PFI等導入事業の検討・各課との協議	PFI等導入事業数	PFI等導入事業数	PFI等導入事業数
		1件	1件	1件	1件	1件

No29		新規				
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	健康推進課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	国民健康保険課
取組項目		40代・50代の特定健診受診率の向上			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1
現状・課題		40代・50代の特定健診受診率は低い状況にあることから、特定健診受診により病気の早期発見・早期治療に繋げ、生活習慣病予防・重症化予防による医療費を抑制することが必要である。そのため、定期受診の定着化を図り、受診率の向上に努めていく必要がある。				
取組内容		未受診者に対する電話での受診勧奨や、不定期受診者及び健診未経験者に対する人工知能(AI)を活用した通知による再勧奨を実施する。また、受診しやすい環境づくりとして、休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診(基本健診+5がん検診)等を行い、40代、50代の特定健診受診率向上を図る。さらに、集団健診以外に個別健診(医療機関)も受診できることを周知し、健診受診に繋げていく。				
取組目標		40代・50代の特定健診受診率を28.3%まで向上させる。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		AI活用の対象者を40・50代に絞り込み、再勧奨通知発送(委託業者との調整等)	・休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診の実施 ・受診勧奨の実施 ・AI活用による再勧奨通知の発送や電話等による再勧奨の実施	・休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診の実施 ・受診勧奨の実施 ・AI活用による再勧奨通知の発送や電話等による再勧奨の実施	【変更前】 ・休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診の実施 ・受診勧奨の実施 ・AI活用による再勧奨通知の発送や電話等による再勧奨の実施 【変更後】 (取組終了)	【変更前】 ・休日健診、庁舎内健診、女性限定の総合型健診の実施 ・受診勧奨の実施 ・AI活用による再勧奨通知の発送や電話等による再勧奨の実施 【変更後】 (取組終了)
	活動指標 (目標)	再勧奨通知の発送	再勧奨通知の発送	再勧奨通知の発送	【変更前】再勧奨通知の発送→【変更後】(取組終了)	【変更前】再勧奨通知の発送→【変更後】(取組終了)
		1回	2回	2回	【変更前】2回→【変更後】(取組終了)	【変更前】2回→【変更後】(取組終了)
	成果指標 (目標)	特定健診受診率(40代・50代)	特定健診受診率(40代・50代)	特定健診受診率(40代・50代)	【変更前】特定健診受診率(40代・50代)→【変更後】(取組終了)	【変更前】特定健診受診率(40代・50代)→【変更後】(取組終了)
		26.3%	26.8%	27.3%	【変更前】27.8%→【変更後】(取組終了)	【変更前】28.3%→【変更後】(取組終了)
No30		新規				
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目		持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営			関係課	関係各課
取組項目		公共施設等総合管理計画に基づくコストの削減及び負担の平準化			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		本市では1970年代から公共施設の整備が始まり、人口増加や地域ニーズに応じて公共施設の建設を進めてきたが、建築後40年以上が経過した建物もあり、施設の老朽化、設備の更新等、維持管理に係る費用が増加している。また、建替えや大規模修繕等の更新に要する費用も巨額となり、厳しい財政状況の中で更新費用の抑制、平準化が課題となっている。				
取組内容		「糸満市公共施設等総合管理計画」、「糸満市個別施設計画」及びその他施設等の個別計画にもとづき大規模修繕、建替え時期の平準化や施設の集約化を進める。				
取組目標		糸満市公共施設等総合管理計画及び糸満市個別施設計画に基づき、効率的・効果的な施設整備を進めるとともに公共施設の総合的かつ合理的な管理を行う。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		公共施設の長寿命化等方策の検討	糸満市公共施設等総合管理計画の見直し	公共施設の長寿命化、集約化を進めるためのスキームの整理	PDCAサイクルによる公共施設等総合管理計画の進捗管理	PDCAサイクルによる公共施設等総合管理計画の進捗管理
	活動指標 (目標)	公有財産管理運用委員会、庁議への報告	公有財産管理運用委員会の開催	公有財産管理運用委員会の開催	公有財産管理運用委員会の開催	公有財産管理運用委員会の開催
		2回	3回	3回	2回	2回
	成果指標 (目標)	糸満市個別施設計画の策定	糸満市公共施設等総合管理計画の策定(見直し)	糸満市個別施設計画の策定(見直し)	目標管理(施設数、費用等の達成度)を財政計画に反映	目標管理(施設数、費用等の達成度)を財政計画に反映
		1件	1件	1件	1件	1件

No31	R4新規					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立	取りまとめ課	財政課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営	関係課	関係各課			
取組項目	【変更前】債権管理条例の制定 【変更後】債権の適正かつ効果的な管理	第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	近年、地方自治体の債権管理の適正化が強く求められるようになってきていること及び債権管理事務の効率化に取り組む必要性が増してきていることから、債権管理条例を制定することで当該事務の適正化及び効率化を図る必要がある。					
取組内容	債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、市の債権の適正かつ効率的な管理を図るため、債権管理条例を制定する。					
取組目標	債権管理条例を制定することにより、債権管理事務の適正化及び効率化を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		—	関係課における債権管理の現状把握	他自治体の債権管理条例に関する情報収集・分析	【変更前】債権管理条例の制定 【変更後】 ・他自治体の債権管理条例に関する情報収集・分析 ・関係課にアラインの実施	【変更後】 ・債権管理条例の制定
	活動指標 (目標)	—	関係課聞き取り等	他自治体の条例収集・分析	【変更前】債権管理条例案の議会提案→【変更後】他自治体の条例収集・分析 【変更前】1件→【変更後】3件	【変更後】債権管理条例案の議会提案
		—	10課	3件		1件
	成果指標 (目標)	—	関係課における債権管理の現状取りまとめ	債権管理条例案の作成	【変更前】債権管理条例の制定→【変更後】債権管理条例案の作成	【変更後】債権管理条例の制定
		—	1件	1件	1件	1件

No32	R4新規					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立	取りまとめ課	建設課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営	関係課				
取組項目	Park-PFIの導入	第5次系満市総合計画における位置づけ	第4章 政策4			
現状・課題	市内都市公園の多くは老朽化しているとともに公園利用者ニーズに変化があることから、公園活性化の推進や官民連携の手法により、公園の管理を充実させることが課題となっている。					
取組内容	Park-PFIを導入するために実施方針を策定し、特定事業の選定及び民間事業者の公募による選定を行い、事業導入に向けた契約を締結する。					
取組目標	Park-PFIを導入することにより、市内都市公園の管理の充実を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		—	Park-PFI事業実施方針の策定、事業者の公募及び選定	特定事業者との基本協定締結及び設置管理許可付与	Park-PFI事業の開始	新たなPark-PFI事業実施方針の整理
	活動指標 (目標)	—	実施方針策定及び事業者選定に関する委員会の開催	基本協定の締結	事業実施時の事業者への相談等の対応	マーケットサウンディングの事業条件作成
		—	2回	1件	3件	1件
	成果指標 (目標)	—	事業者選定	設置管理許可付与	Park-PFI事業の開始	マーケットサウンディングの応募件数
		—	1者	1件	1件	2件

No33	R6新規					
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立	取りまとめ課	総務課			
推進項目	持続可能な安定した行政経営 ②効率的かつ効果的な行政経営	関係課	関係各課			
取組項目	電話システムの見直し	第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	現在、本庁舎内及び水道部庁舎内に導入されている電話システムは、昼休み時間(12～13時)に代表電話がかかってきた場合、各課にランダムで電話がつながる仕様になっているが、昼休みに窓口を開設していない課に代表電話がかかってきた場合、職員が不在等で対応できない場合があり、市民サービスに影響を及ぼしていることから、改善に向けて見直しを行う必要がある。					
取組内容	電話システムの改善を図るため、自動音声案内により、昼休みに窓口を開設している課(以下、「昼窓開設課」。)に転送される仕組み等の導入を検討する。併せて、昼窓開設課及び昼休みに対応可能な業務について、市ホームページや広報誌等に掲載し市民への周知を図る。					
取組目標	・電話システムに自動音声案内等の導入及び昼窓開設課等の周知を行うことにより、市民サービスの向上を図る。 ・自動音声案内による電話転送システムの導入により、昼休時間の職員の負担軽減を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		-	-	-	・自動音声案内・電話転送システム等の導入の検討・昼窓開設課の状況調査・昼窓開設課及び対応可能業務の周知(市ホームページ、広報誌等)・他自治体の電話システムの状況調査	・自動音声案内による電話転送システムの導入・電話システムの更なる改善に向けた電話呼量データ等の分析
	活動指標 (目標)	-	-	-	①他自治体の電話システムの状況調査	電話呼量データ等の分析
		---	---	---	1件	1回
					②昼窓開設課及び対応可能業務の周知	
	成果指標 (目標)	-	-	-	市ホームページ、1回、広報誌、7回以上	
		---	---	---	自動音声案内(音声録音)の導入	電話転送システムの導入
					1式	1式

【変更前】No33 【変更後】No34						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立	取りまとめ課	財政課			
推進項目	歳入 ①歳入の確保	関係課	関係各課			
取組項目	各種公共施設利用料金改定及び公平性等の検証	第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	財政状況が厳しい中、行政コストに見合った料金設定を行い、歳入確保に努める必要がある。					
取組内容	各種行政サービスや施設使用等に伴う使用料及び手数料について、行政コストに見合った見直しを行う。また、受益者負担の公平性を考慮したうえで、受益者負担割合の検討を行うほか、他市町村と同等水準の設定状況について検討を行う。					
取組目標	行政コストに見合った使用料・手数料の料金設定を行い、歳入の増額を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		他市町村の情報収集・分析	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	・専門部会での審議 ・使用料・手数料の調査実施 ・条例改正	【変更前】使用料・手数料の改定に関する効果検証 【変更後】使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	【変更後】専門部会での審議 ・使用料・手数料の調査実施 ・条例改正
	活動指標 (目標)	使用料・手数料関係者会議の開催	専門部会の開催	専門部会の開催	【変更前】使用料・手数料関係者会議の開催→【変更後】専門部会の開催	【変更後】専門部会の開催
		1回	1回	3回	1回	3回
	成果指標 (目標)	使用料・手数料見直しに関する基本方針(案)の策定	使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	使用料・手数料改定に伴う条例改正	【変更前】(使用料・手数料見直しに関する基本方針を踏まえ指標を設定)→【変更後】使用料・手数料見直しに関する基本方針の策定	【変更後】使用料・手数料改定に伴う条例改正
		1件	1件	1件以上	1件	1件以上

【変更前】No34 【変更後】No35						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	財政課
推進項目		歳入 ①歳入の確保			関係課	
取組項目		市有財産の効率的活用及び処分			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		市有地については、毎年、多額の費用をかけて適正管理に努めている。そのため、将来的な活用の検討を行い、市で利用計画が見込めないものについては、売却を進め歳入確保に努める必要がある。				
取組内容		市で利用計画がない市有地については、一般競争入札等で売却を図る。また、処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討する。				
取組目標		迅速に適正な手続き(土地鑑定評価の実施及び入札等)を行い売却することで、処分価格の客観性・透明性の確保を図るとともに、歳入を確保する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討	・売却可能な市有地については、積極的に売却 ・処分が未確定な市有地については、有料駐車場等の一時的な貸付を検討
	活動指標 (目標)	市有地売払い(一般競争入札)等の実施	市有地売払い(一般競争入札)等の実施	市有地売払い(一般競争入札)等の実施	市有地売払い(一般競争入札)等の実施	市有地売払い(一般競争入札)等の実施
		1回	1回	1回	1回	1回
	成果指標 (目標)	市有財産売買契約の締結	市有財産売買契約の締結	市有財産売買契約の締結	市有財産売買契約の締結	市有財産売買契約の締結
		2件	2件	2件	2件	2件

【変更前】No35
【変更後】No36

基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立	取りまとめ課	行政経営課			
推進項目	歳入 ①歳入の確保	関係課				
取組項目	ふるさと応援寄附増加に向けた取組推進	第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2			
現状・課題	市税収入の大幅な増加が見込めない状況にあるため、歳入の確保に努め、財政基盤の充実を図る必要がある。					
取組内容	魅力ある返礼品の開発や返礼品の魅力を発信するためのプロモーション事業を展開する。					
取組目標	ふるさと応援寄附額の増加により歳入の確保につなげ、財政基盤の充実を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開 ・ふるさと応援寄附一括代行業者の公募	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開	・魅力ある返礼品の新規開発 ・魅力発信のプロモーション事業の展開
	活動指標 (目標)	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定検討	ふるさと応援寄附一括代行業者の選定	返礼品の新規開発	返礼品の新規開発	返礼品の新規開発
		1件	1件	5件	5件	5件
	成果指標 (目標)	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金
		3.5億円	4億円	4.5億円	4.7億円	5億円

【変更前】No36 【変更後】No37		新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	財政課
推進項目	歳入 ①歳入の確保				関係課	関係各課
取組項目	ネーミングライツの導入				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	財政状況が厳しい中、持続可能な安定した行政サービスを提供していくためには、新たな財源の確保に取り組んでいく必要がある。					
取組内容	市が所有する公共施設等を有効活用してネーミングライツを導入することにより、施設等の維持管理や運営に充てるための財源を確保する。また、導入後においては、ネーミングライツに関する多くの応募を得られるよう積極的なPRを実施する。					
取組目標	ネーミングライツの導入により新たな財源を確保し、公共施設等の良好な管理運営を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・ネーミングライツガイドラインの策定 ・ネーミングライツの導入	ネーミングライツ契約の新規締結	ネーミングライツ契約の新規締結	-	-
	活動指標 (目標)	ネーミングライツガイドラインの策定	ネーミングライツ導入に向けての協議	ネーミングライツ導入に向けての協議	-	-
		1件	1件	1件	--	--
	成果指標 (目標)	ネーミングライツ契約の締結	ネーミングライツ契約の締結	ネーミングライツ契約の締結	-	-
		1件	1件	1件	--	--

【変更前】No37 【変更後】No38		新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	保育こども園課
推進項目	歳入 ①歳入の確保				関係課	
取組項目	利用者負担額(保育料)の収納率向上				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	利用者負担額(保育料)は、保育・教育施設を安定して運営していくための必要な財源の一つであるものの、年々その収納率が低下してきている。そのため、財源の確保に取り組む必要がある。					
取組内容	電話・文書による催告及び財産の差押を随時実施し、利用者負担額(保育料)の徴収を強化する。					
取組目標	現年度の利用者負担額(保育料)収納率98.6%を達成する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		催告の強化と財産の差押の実施	催告の強化と財産の差押の実施	催告の強化と財産の差押の実施	催告の強化と財産の差押の実施	催告の強化と財産の差押の実施
	活動指標 (目標)	滞納者全員に電話または文書催告	滞納者全員に電話または文書催告	滞納者全員に電話または文書催告	滞納者全員に電話または文書催告	滞納者全員に電話または文書催告
		12回	12回	12回	12回	12回
	成果指標 (目標)	利用者負担額(保育料)現年度収納率	利用者負担額(保育料)現年度収納率	利用者負担額(保育料)現年度収納率	利用者負担額(保育料)現年度収納率	利用者負担額(保育料)現年度収納率
		97.5%	97.8%	98%	98.6%	98.6%

【変更前】No38 【変更後】No39		R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	市民生活環境課
推進項目	歳入 ①歳入の確保				関係課	
取組項目	市内周遊バスの安定運行の推進				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	令和3年10月から市内周遊バス(いとちゃんmini)を本格運行しているが、燃料費や運行経費(車両の定期的な整備費など)の抑制及び利用者の増加による運賃収入の増加などが課題となっており、新たな収入源を確保するなど持続可能な運行に取り組んでいかなければならない状況にある。					
取組内容	持続可能な市内周遊バス運行をしていくため、企業等協賛金制度を導入し、バス停設置箇所の企業、病院、商店、自治会などへ制度の周知と理解を図っていく。					
取組目標	新たな収入源を確保することにより、持続可能な市内周遊バス運行を図っていく。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		—	事業実施要綱の制定	・オーナーの名称を付したバス停の設置及び管理 ・バスマップや市ホームページでのオーナー名の掲出 【変更後】 ・運賃収入以外の収入確保策の調査・検討、決定-いとちゃんminiの利用促進に向けた周知の強化	【変更前】 ・オーナーの名称を付したバス停の設置及び管理 ・バスマップや市ホームページでのオーナー名の掲出 【変更後】 ・(収入確保策の実施) ・いとちゃんminiの利用促進に向けた周知の強化	【変更前】 ・オーナーの名称を付したバス停の設置及び管理 ・バスマップや市ホームページでのオーナー名の掲出 【変更後】 ・(収入確保策の実施) ・いとちゃんminiの利用促進に向けた周知の強化
	活動指標 (目標)	—	参考自治体の視察	企業等への訪問	【変更前】企業等への訪問→【変更後】①運賃収入以外の収入確保策の調査・検討 【変更前】10団体→【変更後】11件	【変更前】企業等への訪問→【変更後】①(収入確保策の実施) 【変更前】10団体→【変更後】11件以上
			2回	10団体	【変更後】②いとちゃんminiの利用促進に向けた周知 【変更後】6回以上	【変更後】②いとちゃんminiの利用促進に向けた周知 【変更後】6回以上
	成果指標 (目標)	—	事業実施要綱の制定	協賛企業等	【変更前】協賛企業等→【変更後】収入確保策の決定 【変更前】30団体→【変更後】11件	【変更前】協賛企業等→【変更後】(収入確保策の決定に応じて設定) 【変更前】70団体
			1件	10団体		

【変更前】No39 【変更後】No40		R4新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	教育総務課
推進項目	歳入 ①歳入の確保				関係課	学校教育課
取組項目	学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	市内小中学校(16校)の学校職員は島尻・那覇・中頭地区から出勤しており、公共バス運行本数が少ないことから、自家用車通勤を余儀なくされていること、また、各学校に配置されている公用車の台数が少なく(公費での整備なし)、職員個人の自家用車を公務に使用していることから、学校施設への駐車に係る使用料徴収を行っていない状況にある。しかしながら、行政財産使用の観点から、使用料の徴収を検討する必要がある。					
取組内容	学校施設における職員駐車場使用料徴収の検討について、実態把握調査を実施し、その結果を踏まえながら関係者からの意見聴取、意見交換をとおして検討を進めていく。					
取組目標	実態把握調査の調査結果等を踏まえて、学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する方針を決定する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		—	学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する実態把握と課題の抽出	方針決定のための関係者間調整等	【変更前】 (方針を踏まえ、必要に応じて設定) 【変更後】 学校施設における職員駐車場使用料徴収に関する実態把握と課題の抽出	【変更前】 (方針を踏まえ、必要に応じて設定) 【変更後】 方針決定のための関係者間調整等
	活動指標 (目標)	—	実態把握調査の実施	方針案説明(校長会等での説明)・関係者間調整	【変更前】(方針を踏まえ、必要に応じて設定)→【変更後】実態把握調査の実施 【変更後】1件	【変更前】(方針を踏まえ、必要に応じて設定)→【変更後】方針案説明(校長会等での説明)・関係者間調整 【変更後】1回以上
			2回	1回以上		
	成果指標 (目標)	—	県内市町村の現状と課題の把握	方針の決定	【変更前】(方針を踏まえ、必要に応じて設定)→【変更後】方針(案)の決定 【変更後】1件	【変更前】(方針を踏まえ、必要に応じて設定)→【変更後】方針の決定 【変更後】1件
			1件	1件		

【変更前】No40 【変更後】No41						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	税務課
推進項目	歳入 ②市税の適正課税と収納強化				関係課	
取組項目	市税の課税客体の的確な把握				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	自主財源の根幹をなす市税収入を適正に確保するため、市税の課税客体等を正確に把握し、適正課税を行う必要がある。					
取組内容	市民税については、確定申告資料、給与支払報告書その他課税資料等の疑義に関する調査を行う。資産税については、土地・家屋・償却資産の確認調査を行う。					
取組目標	適正・公平な課税を行い、税収の確保に努める。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握	市税の課税客体の的確な把握
	活動指標 (目標)	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査	課税資料の疑義調査
		1200件	2675件	2675件	2675件	2675件
	成果指標 (目標)	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税	疑義調査後の適正課税
		960件	2277件	2277件	2277件	2277件

【変更前】No41 【変更後】No42						
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	税務課
推進項目	歳入 ②市税の適正課税と収納強化				関係課	
取組項目	市税収納率向上に向けた取組推進				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	市税収納率の向上においては、財産差押など市税徴収に係る滞納処分はもとより、納税者の財産状況把握や担税力調査により、執行停止処理を適切に実施する必要がある。					
取組内容	滞納処分による市税徴収はもとより、納税者の担税力を見極め、徴収の執行停止や課税額の減額を図るなど、早期に滞納整理を実施することにより収納率の向上を図る。					
取組目標	滞納整理(執行停止)に早期に取り組むことにより、市税収納率の向上を図る。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		早期の滞納整理(執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施	早期の滞納整理(財産差押・執行停止)の実施
	活動指標 (目標)	執行停止	①財産差押	①財産差押	①財産差押	①財産差押
		200件	130件	130件	130件	130件
			②執行停止	②執行停止	②執行停止	②執行停止
	成果指標 (目標)		200件	200件	200件	200件
		市税収納率	市税収納率	市税収納率	市税収納率	市税収納率
		95.5%	95.7%	95.9%	96.4%	96.9%

【変更前】No42 【変更後】No43						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	税務課	
推進項目		歳入 ②市税の適正課税と収納強化		関係課		
取組項目		滞納整理業務の民間委託(市税催告コールセンターの開設)		第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題		市税収納強化においては、現年度課税分の早期取り組みが重要であるが、財産調査や担税力調査、過年度課税分の対応及び通常の窓口対応など徴収業務が多岐にわたり十分な対応ができていない状況にある。				
取組内容		現年度課税分を中心とした電話催告や納付相談等を民間へ委託することにより、職員を税の徴収や執行停止等の滞納整理事務に集中させ、収納率の向上に取り組む。				
取組目標		電話催告をはじめ催告書の発送等を民間へ委託(市税催告コールセンターの開設)することにより、職員が早期に滞納整理に取り組むことで、市税収納率の向上を図る。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		民間委託に関する事前調査の実施	滞納整理業務の民間委託に関するプロポーサルの実施	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証	・民間委託による市税催告業務の実施 ・民間委託の効果検証
	活動指標 (目標)	民間委託に関する事前調査	滞納整理業務に関するプロポーサルの実施	市税催告コールセンターの開設	民間委託の効果検証	民間委託の効果検証
		1件	1件	1件	1回	1回
	成果指標 (目標)	民間委託に関する業務内容の決定	滞納整理業務の民間委託契約の締結	市税収納率	市税収納率	市税収納率
		1件	1件	95.9%	96.4%	96.9%

【変更前】No43 【変更後】No44		新規				
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	介護長寿課	
推進項目		歳出 ①補助金等の適正化		関係課		
取組項目		敬老祝金の在り方検討		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2	
現状・課題		①少子高齢化の進展や平均寿命の延伸によって高齢者数が増加しているため、財源の確保が課題である。②トーチカ祝金(満87歳)については、女性の平均寿命が87.74歳(令和2年簡易生命表)であることから、事業の目的である「長寿の祝福」の「長寿」の定義に馴染まない可能性がある。③トーチカ祝金(満87歳)とカジマヤー祝金(満96歳)の支給金額が同じであるため、差別化する必要があるか検討を要する。				
取組内容		他市の敬老祝金に関する状況を調査するとともに、高齢者福祉計画策定委員会等において当該祝金に関する意見を聴取する。				
取組目標		令和6年度までに、将来的な敬老祝金のあり方を決定する。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・他市の現況や取り組みの調査 ・アンケート調査の検討	・敬老祝金に関するアンケート調査 ・外部委員からの意見聴取	将来的な敬老祝金のあり方の決定	-	-
	活動指標 (目標)	県内他市の調査	・高齢者福祉計画の進行管理に関する会議での意見聴取	敬老祝金のあり方を検討する会議の開催	-	-
		10市	各1回ずつ	4回	--	--
	成果指標 (目標)	参考事例の抽出	将来的な敬老祝金のあり方(案)の作成	将来的な敬老祝金のあり方の決定	-	-
		2市	2案	1件	--	--

【変更前】No44 【変更後】No45						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立		取りまとめ課	水道部総務課	
推進項目		歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化		関係課		
取組項目		経営適正化の観点に基づく下水道使用料の見直し		第5次糸満市総合計画における位置づけ	第4章 政策3	
現状・課題		公営企業である下水道事業は、雨水事業は公費で、汚水事業は原則下水道使用料で経費を賄う「雨水公費・汚水私費の原則」が適用される。しかしながら、現在の下水道使用料では、一般会計繰入金及び他会計借入金の補填なしでは事業運営において資金不足となっている状況にある。				
取組内容		公共下水道の経営健全化に向けて、下水道使用料の見直しを行う。また、下水道使用料の改定については、段階的な引き上げを検討する。				
取組目標		令和4年度に下水道使用料の改定を行い、令和5年度以降、糸満市下水道事業経営戦略の内容を精査し、状況に応じて下水道使用料の見直しを検討していく。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		下水道使用料改定の適正時期検討	下水道使用料の改定	・下水道事業経営戦略の内容精査 ・下水道使用料の見直し検討	【変更前】 ・下水道事業経営戦略の内容精査 ・下水道使用料の見直し検討【変更後】 ・下水道使用料の改定	・下水道事業経営戦略の内容精査 ・下水道使用料の見直し検討
	活動指標 (目標)	他市町村の改定時期の把握	他市町村の改定時期及び経済状況の把握	改定後の収支状況の精査	【変更前】改定後の収支状況の精査→【変更後】審議会等の開催	改定後の収支状況の精査
		1回	1回	1回	【変更前】1回→【変更後】1回以上	1回
	成果指標 (目標)	下水道使用料の見直し時期の決定	下水道使用料の見直しの決定	下水道使用料単価の改善	【変更前】下水道使用料単価の改善→【変更後】下水道使用料の見直しの決定	下水道使用料単価の改善
		1件	前年度比115%	94円/㎡以上	【変更前】94円/㎡以上→【変更後】前年度比115%	94円/㎡以上

【変更前】No45 【変更後】No46						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	市民生活環境課
推進項目		歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	工務課
取組項目		【変更前】下水処理施設とし尿処理施設「岡波苑」の効率的連携 【変更後】下水処理施設とし尿処理施設(岡波苑等)の効率的連携			第5次系満市総合計画における位置づけ	第4章 政策3
現状・課題		し尿処理施設「岡波苑」は供用開始(昭和57年)から39年が経過し老朽化が著しいため、沖縄県の進める「広域化・共同化計画」に沿って、下水道処理施設への接続を図る必要がある。				
取組内容		沖縄県の進める汚水処理事業の広域化・共同化計画(令和4年度策定)への採択に向けて、下水道担当部署及び関係市町村と協議し、広域化、共同化に取り組む。				
取組目標		し尿処理施設と下水道処理施設の接続(共同化)及び近隣自治体との連携(広域化)を図り、効率的に汚水処理を行う。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		本市下水道施設への受け入れ条件整備	基本構想の策定	汚水処理施設の統廃合及び人材育成(職員研修等)の共同実施	【変更前】基本構想に沿った計画の実施 【変更後】南部ブロック作業部会の開催・汚水処理施設(岡波苑、清澄苑)の統廃合に向けた詳細効果の検討・人材育成(職員研修等)の共同実施	【変更前】基本構想に沿った計画の実施 【変更後】南部ブロック作業部会の開催・汚水処理施設(岡波苑、清澄苑)の統廃合に向けた詳細効果の検討・人材育成(職員研修等)の共同実施
	活動指標 (目標)	広域化・共同化ワーキング会議の開催	広報紙等での情報提供	作業部会の開催	【変更前】(基本構想を踏まえ指標を設定)→【変更後】①南部ブロック作業部会の開催	【変更前】(基本構想を踏まえ指標を設定)→【変更後】南部ブロック作業部会の開催
		2回	3回	2回	2回	【変更後】2回
				共同研修の実施	【変更後】②人材育成(職員研修等)の共同実施	【変更後】人材育成(職員研修等)の共同実施
			1回	【変更後】1回	【変更後】1回	
	成果指標 (目標)	広域化・共同化にあつての本市条件整備	基本構想の策定	汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成	【変更前】(基本構想を踏まえ指標を設定)→【変更後】汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握	【変更前】(基本構想を踏まえ指標を設定)→【変更後】汚水処理施設の統廃合による詳細効果の把握
		1件	1件	1件	2施設	【変更後】2施設
					【変更後】汚水処理施設の統廃合に向けたロードマップの作成	
					【変更後】1件	

【変更前】No46 【変更後】No47						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	国民健康保険課
推進項目		歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	税務課
取組項目		国民健康保険税の収納率向上			第5次系満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1
現状・課題		新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者の増加に伴い、国民健康保険税の納付交渉が難しくなっている。				
取組内容		電話催告・臨戸訪問の強化や日曜窓口の開設により、納付交渉の機会を増やし、国民健康保険税収納率の向上を図る。				
取組目標		生活困窮者等を見極めて適切な納付相談を実施し、資力のある者には滞納処分を行うことで、収納率の向上を目指す。				
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施	・電話催告、臨戸訪問の強化 ・日曜窓口の開設 ・債権差押の実施
	活動指標 (目標)	差押件数	差押件数	差押件数	差押件数	差押件数
		150件以上	150件以上	150件以上	150件以上	150件以上
	成果指標 (目標)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)
		94.4%	94.4%	94.4%	94.4%	94.4%

【変更前】No47 【変更後】No48						
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	商工水産課
推進項目		歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	
取組項目		糸満漁港ふれあい公園事業特別会計の健全な経営			第5次糸満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		コロナ禍で入場者数の減少により、施設運営の厳しい状況が続いており、運営を継続するための財源を確保する必要がある。				
取組内容		ふれあい公園施設を有効活用してコロナ禍に対応したサービスやネーミングライツを導入することにより、施設等の維持管理や運営に充てるための財源を確保する。				
取組目標		ふれあい公園施設の持続可能な運営を行うための経営戦略を策定し、糸満漁港ふれあい公園の効率的な施設運営を図る。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		・ふれあい公園施設へのネーミングライツ導入に向けての協議 ・経営戦略の策定	・指定管理者の公募 ・ネーミングライツの公募 ・ネーミングライツ契約の新規締結	指定管理者とのSDGsを踏まえた新たなサービスの協議	指定管理者とのSDGsを踏まえた新たなサービスの運用	ネーミングライツ契約の更新または新規契約締結
	活動指標 (目標)	ネーミングライツ導入にむけての沖縄県と協議	ネーミングライツの公募	新サービスの実証実験協議	新サービスの本格運用協議	ネーミングライツ契約更新協議または新規公募
		1件	1件	1件	1件	1件
	成果指標 (目標)	ネーミングライツについて沖縄県と覚書締結	ネーミングライツ契約の締結	新サービス実証実験の実施	新サービスの本格運用開始	ネーミングライツ契約の締結
		1件	1件	1件	1件	1件

【変更前】No48 【変更後】No49		新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	介護長寿課
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化				関係課	
取組項目	介護予防のための地域活動の支援				第5次系満市総合計画における位置づけ	第2章 政策1
現状・課題	介護保険における給付費が増加し、第1号被保険者の保険料が県平均と比べ高い状況にある。また、要介護認定者の割合は、全国平均や県平均に比べ中重度認定者が多い状況にある。そのため、介護予防に取り組み、介護給付費の伸びを緩やかにする必要がある。					
取組内容	介護予防に効果的な活動を身近な地域で展開し、多くの高齢者が参加できるよう「通いの場」を支援することにより、介護給付費の伸びを緩やかにする。					
取組目標	要介護状態に陥る割合を下げ、介護給付費の伸びを緩やかにする。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		介護予防のための地域活動の支援	介護予防のための地域活動の支援	介護予防のための地域活動の支援	介護予防のための地域活動の支援	介護予防のための地域活動の支援
	活動指標 (目標)	通いの場の支援	通いの場の支援	通いの場の支援	【変更前】通いの場の支援→ 【変更後】通いの場の支援方法 検討会議の開催	【変更前】通いの場の支援→ 【変更後】通いの場の支援方法 検討会議の開催
		87カ所	88カ所	89カ所	【変更前】90カ所→【変更後】6回	【変更前】91カ所→【変更後】6回
	成果指標 (目標)	受給者1人あたり給付月額 の伸び率(対前年度比)	受給者1人あたり給付月額 の伸び率(対前年度比)	受給者1人あたり給付月額 の伸び率(対前年度比)	【変更前】受給者1人あたり給付月額 の伸び率(対前年度比)→【変更後】令和7 年度通いの場支援案の作成	【変更前】受給者1人あたり給付月額 の伸び率(対前年度比)→【変更後】令和8 年度通いの場支援案の作成
		1.01倍以下	1.01倍	1.01倍以下	【変更前】1.01倍以下→【変更後】1件以上	【変更前】1.01倍以下→【変更後】1件以上

【変更前】No49 【変更後】No50		新規				
基本方針	持続可能な安定した財政基盤の確立				取りまとめ課	水道部総務課
推進項目	歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化				関係課	水道部工務課
取組項目	農業集落排水事業の公営企業会計への移行				第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題	農業集落排水事業については、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要である。					
取組内容	経営状況や資産を適切に管理し、持続可能な経営を図るため、農業集落排水事業について、公営企業会計への移行に取り組む。					
取組目標	令和5年4月1日から農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行する。					
計画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		地方公営企業法適用に向けた支援業務の実施	地方公営企業法適用に向けた支援業務の実施	農業集落排水事業の地方公営企業法適用及び公営企業会計への移行	-	-
	活動指標 (目標)	地方公営企業法適用支援業務の実施	地方公営企業法適用支援業務の実施	地方公営企業法適用後アフター業務の実施	-	-
		1件	1件	1件	--	--
	成果指標 (目標)	会計移行に係る固定資産台帳の作成及びシステムの整備	公営企業会計移行手続の準備完了	公営企業会計移行手続の完了	-	-
		1件	1式	1式	--	--

【変更前】No50 【変更後】No51		R5新規				
基本方針		持続可能な安定した財政基盤の確立			取りまとめ課	水道部工務課
推進項目		歳出 ②特別会計の健全化及び扶助費の適正化			関係課	水道部総務課
取組項目		農業集落排水の接続率向上			第5次系満市総合計画における位置づけ	第6章 政策2
現状・課題		農業集落排水処理施設は、令和3年度の供用開始から2年が経過した令和5年3月末時点で接続戸数が123件となっており、整備予定戸数1,352件に対して接続率が9.0%と低い状況であるため、継続的かつ安定した事業運営を行ううえで、早急に接続率を向上させる必要がある。				
取組内容		供用を開始した地域の住民へ下水道への接続依頼を行うとともに、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る。また、接続希望世帯が工事業者を探しやすい(下水道接続工事を発注しやすい)環境を整えるため、必要な検討を行うとともに、状況に応じて補助金及び貸付金制度の見直しを行う。				
取組目標		農業集落排水の接続率を令和5年度は12.7%以上(対前年度比50件以上増)、令和6年度は20.1%以上(同100世帯件以上増)、令和7年度は27.5%以上(同100件以上増)を目標とする。				
計 画 P	実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		-	-	・供用開始した地域の世帯を対象に接続補助金及び貸付金制度の周知を図る ・接続希望世帯が接続工事を発注しやすい環境の検討 ・補助金及び貸付金制度の見直しの検討	・供用開始した地域の世帯を対象に接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る 【変更前】 ・接続率向上に向けた取組方針の策定 【変更後】 (削除)	・供用開始した地域の世帯を対象に接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知を図る 【変更前】 ・接続率向上に向けた取組方針に基づいた取組の実施 【変更後】 (削除)
	活動指標 (目標)	-	-	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知	未接続世帯への接続依頼、接続補助金及び貸付金制度の周知
		--	--	2回以上	2回以上	2回以上
				下水道工事指定店等へのヒアリング実施	接続率向上に向けた取組に係る関係機関協議・関係規定の検討	【変更前】(仮)接続率向上に向けた取組方針に基づいた取組の実施→【変更後】(削除)
	成果指標 (目標)	-	-	下水道接続率	下水道接続率	下水道接続率
		--	--	12.7%以上	20.1%以上	27.5%以上
					【変更前】接続率向上に向けた取組方針の策定→【変更後】使用料収入(調定額)の増額 【変更前】1件→【変更後】1,900千円増	【変更後】使用料収入(調定額)の増額 1900千円増